

## スポット

### 共に働く仲間がいるあり難さ 社内の連帯感を再確認しよう

年末年始の商戦では、消費者の購買意欲に上向きの傾向が現れたとも聞きます。公務員のボーナスカットが先送りとなったのも、短期的な消費拡大という意味では、プラスに作用したはずですよ。

旅行も、人気商品の中にランクインしました。「家族の絆」などを再確認する意味で、旅に出る人が増えたといえます。円高傾向を受け、海外に流れたお金も少なくないでしようが、日本国内の観光地も相応の恩恵を被ったはずですよ。

昨年は、歴史に残る災害の1年となりました。老若男女を問わず多くの日本国民が、身近に大切な人がいる幸せに、今さらながら気づきまし

た。旅は、忙しい日常に流され、途絶えがちだった会話を復活させる得難い機会となったことでしょう。

先日、中小企業の経営者の方とお会いした際、若年者の採用面接の話題が出ました。その方は、最近、ハローワーク等の指導が厳しくて、面接の場でも聞けないことが多すぎると嘆いておられました。行政機関のパンフレット等でも、「家族（職業、続柄、健康、資産）」「住宅状況」

「生活環境・家庭環境」等に関することは、「本人に責任のない事項」であり、それを採否に影響させるのは望ましくないと記載されています。それはもっとも至極な話ではあるけれど、「大切なお子さんをお預か

りするのだから、できれば私的な生活に関する情報も知っておきたい」といいいます。経営者が従業員を家族のようにみなすのは古い考えだといいますが、マイナス面ばかりが強調されている感も否めません。

企業業績が不振に陥ると、社内の人間関係もギスギスとしたものに変化します。「あいつが足を引っ張るから、うまくいかない」などと特定の人をスケープ・ゴートにしがちですが、思い返せば、アシストを受けたこともあったはずですよ。社内でも、当たり前のように近くに座っている人が「今そこにいる」あり難さを、お互いに再発見する気持ちが大事ではないでしょうか。

2012

2

# 時間外割増の端数処理

知って得する



## 賃金実務

労基法では、たとえば、割増賃金の計算等について、細かなルールが規定されています。役付きでない一般社員（Aさん）で、賃金が月決めの基本給（20万円）と通勤手当（定期代、月1万1100円）だけというシンプルな例で説明します。

割増賃金の算定基礎から除外できる賃金項目（7項目）は、労基法第21条に列挙されています。その中に、「通勤手当」があるので、それを除き、Aさんの割増賃金の算定基礎となる賃金は基本給のみとなります。

割増賃金の算定基礎となる1時

日本の通貨は、アメリカ等と違って、ドルとセントのように複数の通貨単位を併用する形ではありません。円未満の端数が出たとき、通貨という形で支払うのは不可能です（負債等として記録しておくことはできますが）。賃金の端数処理について、労働基準法ではどのように定めているのでしょうか。

間当たり賃金は、上記賃金を所定労働時間数で除して計算します。月によって定められた賃金の場合、

## 1円未満は四捨五入 計算途中の処理も可能

「1年間における1月平均所定労働時間数」で除します（労基法第19条）。Aさんの1年の所定労働時間が2042時間であると仮定しましょう。

$$2042 \text{ 時間} \div 12 \text{ カ月} \parallel$$

$$170 \cdot 1666 \dots \text{ 時間}$$

この場合、まず時間の端数が生じますが、何ケタまで用いるか等の規定は存在しません。四捨五入方式を採ったとします。170時間として時間単価を計算すると、  
20万円 ÷ 170時間 = 1176・4705円  
下4桁までとって170・16667円として時間単価を計算すると、  
20万円 ÷ 170・16667時間 = 1175・318円  
1円以上の差が付いてしまいました。平均所定労働時間を計算する

際、労基法で定める最低基準を満たすためには、「四捨五入」(分母を大きめに設定する)のみが認められると解されます。  
本欄では、2桁以下を切り捨て、170・16時間として計算を続けましょう。

20万円 ÷ 170・16 = 1175・3643……円  
結果として、1時間当たり賃金にも、円未満の端数が生じました。その場合の扱いは、通達で示されています（昭63・3・14基発第150号）。

①1時間当たりの賃金額および割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満を切捨て、それ以上を1円に切上げ  
②1カ月における割増賃金の総額に円未満の端数が生じた場合、前記と同様

ですから、最初に四捨五入して1時間当たりの賃金額を1175円としてもよいし、1・25倍した後で四捨五入して1時間当たり割増賃金額を1469円としてもよいのです。  
また、1時間当たりの単価は銭単位等で処理（たとえば、1175円36銭）し、月間残業時間（例えば4時間）を乗じた後、四捨五入して5877円とする方法も可能です。